

平成二十五年十月二十一日

最高裁大法廷、婚外子の相續分を嫡出子の半分とする民法九百條四號を憲法違反と斷ぜり。マスコミ、法の下の平等齎さると喧傳し、日陰者と見らるる婚外子への朗報と傳ふ。されど、嫡出子を産みながら夫に裏切られ、吾子が非嫡出子に優越の取扱受くるを支への一として逆境に耐ふる正妻の無念を採上げず。

現代の法治國家は一夫一婦制を基とする社會に立つ。婚外子を差別的に取扱ふ所以は、婚外婚防止の手段なるに因る。非嫡出子差別を撤廢するはこれ婚外婚を助長し、延いては一夫一婦制を搖がし、いづれ國の土臺を危ふくせずんばならず。大法廷決定を讀むに、この根本議論無きが如くなるは残念なり。補足意見にて一裁判官、法律婚共同體の尊重に積極意見述ぶるも、これを嫡出子相續分優遇を以つてするを疑問視するは、腰定まらざるの論と言はざるを得ず。

今の法體系維持を前提にせば、非嫡出子差別は殘して然るべし。論點は、法の下の平等と一夫一婦制を守るための差別を如何に調和せしむるかに存す。即ち、婚外子への配慮がため、差別を極度に減ずる、例へば非嫡出子相續分、嫡出子の半分を改め九割となすは如何か。世に、相續財産を期待し得ざる庶民多きを思へば、かかる小額が差別は苛酷にあらず。他方、曾ての住民票に於ける嫡出非嫡出の區別など、身分に關はる差別區別いづくにか殘るあらばこれを極力廢すべし。經濟面即ち相續に於てのみは極小の差別を殘すも、これ現行の婚姻秩序維持がため必要と信ず。

とは言へ、余は一夫一婦制が人類最良の家族制度と妄信する者にてはあらず。古今東西、一夫多妻、一妻多夫、或は亂婚集團婚の時代があり、最適なる婚姻形態、時代地域に従ひて定るを肯んず。家族形態變ずれば法體系また變化して然るべし。今般の決定を奇異とするは、家族法制の土臺を正面より論ぜずして、現行規定の無効を言ふことなり。

なほ、變はるに遅き感ある裁判所、時を置かずして今次の大法廷決定全文を電網に載せ、余が如き門外漢すら素早く原文に當るを可能とす。余、この裁判所事務のなし方、電網の便利と兩々相俟ちて、我國民主社會の更なる進展見たる心地して喜ぶ。